

認定子ども氏名	
---------	--

令和7年1月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合)

(請求する月ごとに1枚作成します)

1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算
(幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください)

- ① ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書」(1月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数を書き写します。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 …… ① 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 …… A 日

- ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入)

450円 × 預かり保育の利用日数	A	日	=	②	円
-------------------	---	---	---	---	---

- ③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。

(イ) この横書きの用紙は、令和元年10月からの保育料・預かり費の納付に併せてお支払いただく施設等利用料（施設利用料）と、生活保護法に基づき、給付金（子育て資金）などの給付額を算出した「子供向け一時預かり事業」の実施の要領となります。施設の名称及び住所、給受者（子育て資金）の方の住所等を明記し、子供向け一時預かり事業の実施の要領となります。

令和 年 月 日

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 (令和 年 月分)

納入者 様	
利権子ども氏名	

運営事業者名 _____ 運営事業者所 _____ 運営事業者の代表者職氏名 _____(印)	
利用施設名 _____	

特定子ども・子育て支援利用料 (施設利用料) 上記1項の費用②	円	注
		このための施設等利用補助料（国庫支出金）等となる施設等利用料（国庫支出金）

徴収金額 (①+②) 円	
-------------------------------	--

上記に照収しました。なお、下取の上取り戻定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30条の1第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料			
事業区分	提供日（提供日数※1）	開始時間等	徴収金額 ※2
☐ 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
☐ 預かり保育事業（幼稚園等で保育士が指導する子どもを預かる事業）	日 ~ 日	: ~ :	円
☐ 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
計 円			

2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算

- ④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。

(上記③の額を記入)

月額上限額 B 円 ー 預かり保育分の給付額 ③ 円 = ④ 円

月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11,300円と記入

施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入

$$11,300\text{円} \times \frac{\text{月のうち認定を受けていた日数}}{\text{日}} \div 31\text{日} = \text{円}$$

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

- ⑤ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

[illegible]

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

この取組書は、令和元年10月から令和4年度、本市の協賛を受けて活動する児童福祉会、児童福祉協議会及び任意の主体が、県庁内、市庁内、市庁外での活動拠点を1か所以上設置し、その設置した拠点に必要となる、事業の開始の方法は、協賛を受けた施設から協賛の届出によって、決定する。

令和 年 月 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書
(令和 年 月分)

品 種 番 _____ 係 _____

担当氏氏名 _____

運営事業名 _____

運営事業名 _____

住 所 _____

運営事業名の _____ 印

代表者職氏名 _____

利用施設名 _____

下記のとおり特定子どもに、特定子ども・子育て支援法第30条の1第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援の提供内容

事業区分	提供内容	開始時期等	費用
■ 育児支援事業			

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

[illegible]

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額	③	田	+	認可外保育施設 等分の請求額	⑥	田	=	1月分 請求額	田
---------------	---	---	---	-------------------	---	---	---	------------	---

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。



認定子ども氏名	
---------	--

令和7年2月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合)

(請求する月ごとに1枚作成します)

1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算
(幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください)

- ① ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書」(2月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数を書き写します。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ① 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 …… A 日 ←

- ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入)

450円 × 預かり保育の利用日数

A	日
---	---

 =

②	円
---	---

- ③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します

この証明書は、令和元年10月からの経理事務、保育の報酬に就いて当該法人の関係会社（「預かり児童施設」）と結託し、不正な行為が、利用者（子育て中の者）との関係等に結び付けられ、当該法人に被害が生ずるおそれがあること。被害の発覚方法等は、認定を受けた利用料からの集約に当たって下さい。

令和 年 月 日

償収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 （令和 年 月分）

納入者 住所などおよび氏名	運営事業所名 _____ 運営事業所 所在地 _____ 経営事業所の代表取締役氏名 _____ (印) 利用施設名 _____
----------------------	---

特定子ども・子育て支援利用料① 上記①による算出額	円	注記のための監事等による証明（請求の有無となる監事利用料及びその他の費用（謝礼金、交付金、減価償却費等））
償収金額 ①(=②)	円	

上記正に徴収しました。なお、下記のとおり訂正子どもに対しても、子ども・子育て支援法第30条の1第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明いたします。

特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料	事業区分	提供日（提供日数④）	開始時刻等	償収金額⑤
□ 認可保育園施設		自 日 時 分 秒 ～ 日 時 分 秒		円
□ 認可外保育事業（幼稚園等で幼児を預け置くことが主たる事業）		自 日 時 分 秒 ～ 日 時 分 秒		円
□ 一時預かり事業		自 日 時 分 秒 ～ 日 時 分 秒		円
		計 日 時 分 秒		円

2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算

- ④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。

月額上限額 B 円

③ (上記③の額を記入) 円 = ④ 円

一 預かり保育分の給付額

月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11,300円と記入

施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入

$$11,300\text{円} \times \frac{\text{月のうち認定を受けていた日数}}{\text{日}} \div 28\text{日} = \text{円}$$

(例えば認定期間が18日から28日までなら11日と記入)

- ⑤ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

[illegible]

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

[illegible]

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

[illegible]

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

合計

⑤

認可外 施設等分の 給付額	⑥	
---------------------	---	--

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額	③	円	+	認可外保育施設 等分の請求額	⑥	円	=	2月分 請求額		円
---------------	---	---	---	-------------------	---	---	---	------------	--	---

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。





令和7年1月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合)

(請求する月ごとに1枚作成します)

記載例

1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算

(幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください)

幼稚園や認定こども園に在園する方で、預かり保育事業の他に

幼稚園や認定こども園に在園する方で、預かり保育事業の他に認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる方向けの計算シートです。ご利用の幼稚園や認定こども園から特に指示があった場合のみ使用できます。

1カ月分の利用料の計算につき1枚のシートを使用してください。

幼稚園が預かり保育を実施しておらず、認可外保育施設等のみを利用している場合は、下記2のみ記載してください。

○預かり保育の利用日数		A	17	日
-------------	-------	---	-----------	---

② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入)

450円 × 預かり保育の利用日数

A	17	日
---	----	---

 =

②	7,650	円
---	-------	---

③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。

預かり保育
分給付額 ③ 6,000 円

2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算

④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。

月額上限額 **B 11,300 円** ー 預かり保育分の上限額 **② 7,650 円** = **④ 3,650 円** (上記②の額を記入)

月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11,300円と記入
施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、
B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入 (小数点以下の端数切捨て)

$$11,300\text{円} \times \frac{\text{月のうち認定を受けていた日数}}{31\text{日}} = \text{B}$$

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

⑤ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】

盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

活動種別の1か2
に○がついている

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

合計

⑤ 4.300

⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

認可外 施設等分の 給付額	⑥ 3,650	円
---------------------	---------	---

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額	③	6,000	田	+	認可外保育施設 等分の請求額	⑥	3,650	田	=	1月分 請求額	9,650	田
---------------	---	-------	---	---	-------------------	---	-------	---	---	------------	-------	---

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

